

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

### 広島県人事委員会規則第十二号

#### 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第七中

「 その他の職員が行う解剖立会	千六百円（心身に著しい負担を与えたと人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、三千二百円）
--------------------	--

を

「  
その他の職員が行う解剖立会

三千二百円

」  
に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十七年四月一日から施行する。